

社会福祉法人及び各福祉施設指導監査等 根拠法令及び所管課 一覧表 <概要>

施設等	根拠法令	所管課	指導監査等担当課	
社会福祉法人(※1)	社会福祉法	地域福祉課	地域福祉課	
軽費老人ホーム	社会福祉法	長寿社会課		
養護老人ホーム	老人福祉法			
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律	建築住宅課		
特別養護老人ホーム、有料老人ホーム	老人福祉法	介護保険課		
介護保険サービス事業所(居宅サービス、施設サービス)等	介護保険法			
地域密着型サービス事業所	介護保険法			
障害福祉サービス事業所等(※2)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法	障がい福祉課	子育てあんしん課	
女性自立支援施設	社会福祉法	こども家庭センター		
保育所、小規模保育事業所等	児童福祉法、子ども・子育て支援法	子育てあんしん課		
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法			

※1 盛岡市の区域内に主たる法人の事務所があり、かつ、盛岡市の区域内で事業運営を行っている法人(社会福祉法第30条第1項第1号)

※2 障害福祉サービス、障害者支援施設、一般相談支援、特定相談支援、障害児通所支援及び障害児相談支援

※3 上記以外の施設種別については、盛岡市地域福祉課までお問い合わせください。(所管機関を確認し、お知らせします。)